老発０８０７第１号
令和８年８月７日

各　都道府県知事
　　市町村長　殿

厚生労働省老健局長
（公印省略）

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令等の公布について（通知）

本日付けで下記省令及び告示が別添のとおり公布され、本日から施行することとされたところです。

① 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和８年厚生労働省令第127号。以下「標準化基準省令」という。）

② 介護保険システムに関して厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項（令和８年厚生労働省告示第303号。以下「要件標準告示」という。）

③ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第二条の規定に基づき、同条第一項に規定する厚生労働大臣が認める地方公共団体の介護保険システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準及び同条第二項に規定する厚生労働大臣が認める地方公共団体（令和８年厚生労働省告示第304号。以下「要件標準経過措置告示」という。）

④ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第三条の規定に基づき、同条の規定により厚生労働大臣が認める地方公共団体が利用する

介護保険システム及び厚生労働大臣が定める日（令和８年厚生労働省告示第305号。以下「適合困難システム経過措置告示」という。）

これらの制定の趣旨及び内容は下記のとおりですので、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

記

第１　制定の趣旨

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（平成３年法律第 40 号）第６条第１項の規定に基づき、所管大臣は、その所管する標準化対象事務に係る法令又は事務に係る地方公共団体情報システムに必要とされる機能等について、主務省令で、地方公共団体情報システムの標準化のため必要な基準（以下「標準化基準」という。）を定めなければならないこととされている。

また、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令（令和４年デジタル庁・総務省令第１号）第 13 条各号には、介護保険システムにより処理を行う事務が規定されている。

これを踏まえ、介護保険システムの標準化基準を定めるもの。

第２　省令及び告示の内容

１．標準化基準省令について

介護保険システムの標準化基準について、機能要件の標準及び帳票要件の標準で構成することとし、公布時点において最新の介護保険システムの標準仕様書の改版に基づき、これら標準を定めることとする。

機能要件の標準として、機能等のうち地方公共団体情報システムの標準化のための統一的な基準を定めるべき情報システムの機能に関する要件を定めることとする。なお、標準仕様書の内容のうち、最も大きい機能の区分を省令に規定し、その細目・実装区分・適合基準日については厚生労働大臣が定めることとする。

帳票要件の標準として、省令に掲げる帳票を出力することとし、その細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項については厚生労働大臣が定めることとする。

機能要件の標準の規定及び帳票要件の標準の規定（以下「標準化基準規定」という。）並びにこれらの規定に基づき厚生労働大臣が実装してはならない機能として定めるもの並びに標準化基準規定及びこれらの規定に基づき厚生労働大臣が定めるもの以外は、実装してはならない旨規定する。

その他所要の経過措置を定める。

２．要件標準告示について

標準化基準省令において、別途厚生労働大臣が定めることとした、機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の

細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項を定める。

なお、本告示の別表第一から別表第三までは、厚生労働省のホームページ（※）に掲載している。

（※）https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20794.html

３．要件標準経過措置告示について

標準化基準省令の施行の際現に地方公共団体が利用する介護保険システムで、同令の施行の日以降機能要件の標準又は帳票要件の標準に適合するものが困難なものとして厚生労働大臣が認めるものについて、機能要件の標準又は帳票要件の標準を定め、また、これらについて、要件標準告示に規定する事項の適合基準日を令和十一年四月一日とする。

標準化基準省令の施行の際現に地方公共団体が利用する介護保険システムで、同令の施行日以降、同令において実装してはならない旨規定された機能を有するものとして厚生労働大臣が認めるものを定める。

４．適合困難システム経過措置告示について

標準化基準省令の施行の際現に地方公共団体が利用する介護保険システムで、機能要件の標準又は帳票要件の標準に適合することが困難なものとして厚生労働大臣が認めるもの及びこれらについての標準化基準省令の規定の適用日を定める。

○厚生労働省令第百二十七号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）第六条第一項の規定に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令を次のように定める。

令和八年八月七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令

（趣旨）

第一条　この省令は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（以下この条において「法」という。）第六条第一項の規定に基づき、地方公共団体情報システム（法第二条第一項に規定する地方公共団体情報システムをいう。以下同じ。）のうち、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令（令和四年デジタル庁・総務省令第一号）第十三条各号に規定する事務の処理に係るシステム（以下「介護保険システム」という。）に必要とされる機能等（法第二条第二項に規定する機能等（法第五条第二項第三号イからニまでに掲げる事項を除く。）をいう。以下同じ。）に関する標準化基準（法第五条第二項第四号に規定する標準化基準をいう。以下同じ。）を定めるものとする。

（用語の意義）

第二条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　機能要件の標準　機能等のうち地方公共団体情報システムの標準化のための統一的な基準を定めるべき情報システムの機能に関し要件を規定したものをいう。

二　帳票要件の標準　機能等のうち電磁的記録を出力する書面の様式に関し要件を規定したものをいう。

三　実装区分　地方公共団体情報システムに必ず実装しなければならない機能、地方公共団体情報システムに実装するか否かについて当該システムを開発する事業者が判断する機能又は地方公共団体情報システムに実装してはならない機能の別をいう。

四　適合基準日　地方公共団体情報システムが標準化基準に適合していなければならない日をいう。なお、適合基準日の定めは、地方公共団体情報システムが適合基準日前に標準化基準に適合することを妨げるものではなく、また、適合基準日以降引き続き適合することを要するものとする。

（介護保険システムに必要とされる機能等に関する標準化基準の構成）

第三条　介護保険システムに必要とされる機能等に関する標準化基準は、機能要件の標準及び帳票要件の標準で構成する。

（機能要件の標準）

第四条　介護保険システムの機能要件の標準は次のとおりとし、その細目並びに実装区分及び適合基準日については厚生労働大臣が定める。

一　外部システムとの連携及び庁内の他の地方公共団体情報システムとの連携、介護保険事業の実施に当たり必要な項目の管理並びに検索、照会及び操作に係る機能を備えること。

二　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二章及び第百四十五条の規定による介護保険の被保険者の資格に関する事務の管理に係る機能を備えること。

三　介護保険法第百二十九条に規定する保険料の賦課及び徴収に関する事務の管理に係る機能を備えること。

四　介護保険法第百四十四条の規定その他同法の規定に基づく保険料の滞納処分に関する事務の管理に係る機能を備えること。

五　介護保険法第四十一条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第五十三条から第五十七条まで、第五十九条の二、第六十条及び第四章第六節の規定その他同法の規定に基づく保険給付に関する事務のうち、当該保険給付を受ける者の管理に係る機能を備えること。

六　介護保険法第三章の規定その他同法の規定に基づく介護認定審査会（同法第十四条に規定する介護認定審査会をいう。）に関する事務及び同法第四章第二節の規定その他同法の規定に基づく認定（同法第三十七条第一項に規定する認定をいう。）に関する事務の管理に係る機能を備えること。

七　介護保険法第四十一条、第四十二条の二、第四十六条から第四十八条まで、第五十一条の三、第五十三条、第五十四条の二、第五十八条、第五十九条及び第六十一条の三の規定その他同法の規定に基づく給付の支給に関する事務（同法第六十六条第一項の支払方法変更の記載がされている場合に限る。）並びに同法第四十四条、第四十五条、第四十七条、第四十九条の二から第五十一条の二まで、第五十六条、第五十七条、第五十九条の二から第六十一条の二まで及び第六十九条の規定その他同法の規定に基づく給付の支給に関する事務の管理に係る機能を備えること。

八　介護保険法第百十八条の二の規定その他同法の規定に基づく調査及び分析並びに同法第百九十七条及び第百九十七条の二の規定その他同法の規定に基づく報告に関する事務の管理に係る機能を備えること。

九　介護保険法第百十五条の四十五の規定その他同法の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業に関する事務の管理に係る機能を備えること。

（帳票要件の標準）

第五条　介護保険システムの帳票要件の標準は、次に掲げる書面を出力するものとし、その細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項については厚生労働大臣が定める。

一　住民税の課税状況について（一）
二　住民税の課税状況について（二）
三　介護保険収入状況簡易申告書
四　宛名シール
五　宛名印刷
六　窓空き封筒印刷・問合せ先
七　介護保険資格取得・異動・喪失届
八　介護保険被保険者証交付申請書
九　介護保険資格者証
十　介護保険被保険者証
十一　介護保険資格者証発行のお知らせ
十二　介護保険被保険者証発行のお知らせ
十三　介護保険受給資格証明書
十四　介護保険被保険者証等再交付申請書
十五　介護保険住所地特例適用・変更・終了届
十六　介護保険他市町村住所地特例者連絡票
十七　介護保険住所地特例施設変更通知書
十八　介護保険住所地特例施設退所（居）通知書
十九　介護保険他市町村適用除外者連絡票
二十　介護保険適用除外施設変更通知書
二十一　介護保険適用除外施設退所通知書
二十二　納入通知書（保険料額決定通知書）兼特別徴収開始通知書
二十三　納入通知書（保険料額変更通知書）兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書
二十四　納入通知書（保険料額決定通知書）兼特別徴収開始通知書（ハガキ様式）
二十五　納入通知書（保険料額変更通知書）兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書（ハガキ様式）
二十六　特別徴収開始通知書
二十七　特別徴収開始通知書（ハガキ様式）
二十八　口座振替開始（変更）のお知らせ
二十九　介護保険料減免決定通知書
三十　介護保険料減免取消通知書
三十一　介護保険料徴収猶予決定通知書
三十二　介護保険料徴収猶予取消通知書
三十三　介護保険料減免申請のお知らせ
三十四　納入通知書（保険料額決定通知書）兼特別徴収開始通知書（納付書一体型）
三十五　納入通知書（保険料額変更通知書）兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書（納付書一体型）
三十六　口座振替開始（変更）のお知らせ（ハガキ様式）
三十七　介護保険料口座振替不能通知書
三十八　介護保険料口座再振替通知書
三十九　介護保険料還付（充当）通知書
四十　介護保険料還付請求書
四十一　介護保険料充当通知書
四十二　介護保険料納付証明書
四十三　介護保険料納付証明書（ハガキ様式）
四十四　督促状
四十五　督促状兼納付書（ハガキ様式）
四十六　分納誓約書
四十七　分納計画書
四十八　取引状況等の照会について（預貯金等関係用）
四十九　照会対象者一覧表
五十　年金の支給について（照会）
五十一　差押調書
五十二　差押通知書
五十三　差押解除通知書
五十四　参加差押書
五十五　参加差押通知書
五十六　参加差押解除通知書
五十七　交付要求書
五十八　交付要求通知書
五十九　交付要求解除通知書
六十　債権現在額申立書
六十一　配当計算書
六十二　充当通知書
六十三　充当明細
六十四　未納明細
六十五　納期限変更告知書
六十六　換価猶予通知書
六十七　換価猶予取消通知書
六十八　滞納処分停止通知書
六十九　滞納処分停止取消通知書

七十　介護保険金融機関一括照会依頼書
七十一　介護保険金融機関一括照会調査書（ゆうちょ銀行以外）
七十二　介護保険金融機関一括照会調査書（ゆうちょ銀行）
七十三　介護保険利用者負担額減額・免除認定申請書
七十四　介護保険利用者負担額減額・免除認定申請書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）
七十五　社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書（社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度）
七十六　訪問介護利用者負担額減額申請書（障害ホームヘルプサービス利用者等の利用者負担額減措置）
七十七　介護保険負担限度額認定申請書
七十八　介護保険特定負担限度額認定申請書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）
七十九　介護保険利用者負担額減額・免除認定決定通知書
八十　介護保険利用者負担額減額・免除認定決定通知書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）
八十一　社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認通知書（社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度）
八十二　訪問介護利用者負担額減額認定決定通知書（障害ホームヘルプサービス利用者等の利用者負担額軽減措置）
八十三　介護保険負担限度額認定決定通知書
八十四　介護保険特定負担限度額認定決定通知書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）
八十五　介護保険利用者負担額減額・免除認定証
八十六　介護保険利用者負担額減額・免除等認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）
八十七　社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度）
八十八　社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度）（特例措置対象者）
八十九　訪問介護利用者負担額減額認定証（障害ホームヘルプサービス利用者等の利用者負担額軽減措置）
九十　介護保険負担限度額認定証
九十一　介護保険特定負担限度額認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）
九十二　介護保険利用者負担額減額・免除認定更新のお知らせ
九十三　介護保険利用者負担額減額・免除認定更新のお知らせ（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）
九十四　社会福祉法人等利用者負担軽減対象更新のお知らせ（社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度）
九十五　訪問介護利用者負担額減額認定更新のお知らせ（障害ホームヘルプサービス利用者等の利用者負担額軽減措置）
九十六　介護保険負担限度額認定更新のお知らせ
九十七　介護保険特定負担限度額認定更新のお知らせ（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）
九十八　離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減確認申請書
九十九　離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減決定通知書
百　離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減確認証
百一　中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減確認申請書
百二　中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減決定通知書
百三　中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減確認証
百四　介護サービス利用者の非課税年金の受給状況について（照会）
百五　介護サービス利用者の非課税年金の受給状況について（回答）
百六　介護保険負担割合証
百七　介護保険負担割合証発行のお知らせ
百八　介護保険負担割合変更のお知らせ
百九　介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）予告通知書
百十　介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）通知書
百十一　介護保険給付の支払一時差止予告通知書
百十二　介護保険給付の支払一時差止等予告通知書
百十三　介護保険給付の支払一時差止通知書
百十四　介護保険給付の支払一時差止等処分通知書
百十五　介護保険滞納保険料控除予告通知書
百十六　介護保険滞納保険料控除通知書
百十七　給付制限における保険料の滞納状況
百十八　介護保険給付額減額予告通知書
百十九　介護保険給付額減額通知書
百二十　介護保険給付制限処分弁明書
百二十一　介護保険給付制限解除通知書
百二十二　介護保険要介護認定・要支援認定又は要介護更新認定・要支援更新認定申請書
百二十三　介護保険要介護認定・要支援認定区分変更申請書
百二十四　要介護認定等申請受理通知書
百二十五　介護保険要介護認定訪問調査依頼書
百二十六　介護保険診断命令書
百二十七　介護保険主治医意見書提出依頼書
百二十八　介護保険主治医意見書作成料請求書
百二十九　介護認定審査会開催通知書
百三十　認定審査会対象者一覧（一）
百三十一　認定審査会対象者一覧（二）
百三十二　介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書
百三十三　介護保険要介護・要支援状態区分変更通知書
百三十四　第二号該当生活保護受給者に係る審査判定結果について
百三十五　介護保険要介護認定・要支援認定取消通知書
百三十六　介護保険被保険者証の提出依頼
百三十七　介護保険要介護認定・要支援認定等却下通知書
百三十八　介護保険サービスの種類指定変更申請書
百三十九　介護保険サービスの種類指定結果通知書
百四十　要介護認定・要支援認定の更新のお知らせ
百四十一　要介護認定・要支援認定の更新のお知らせ（ハガキ様式）
百四十二　介護保険要介護認定結果の情報提供について
百四十三　介護保険要介護認定・要支援認定等延期通知書
百四十四　介護保険要介護認定・要支援認定等延期通知書（ハガキ様式）
百四十五　介護保険要介護認定訪問調査依頼について

百四十六　介護保険要介護認定訪問調査依頼書（一覧）
百四十七　介護保険主治医意見書提出依頼について
百四十八　介護保険主治医意見書提出依頼書（一覧）
百四十九　介護保険要介護認定結果の情報提供のお知らせ
百五十　介護保険主治医意見書作成料請求について
百五十一　介護保険主治医意見書作成料請求書（一覧）
百五十二　居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書
百五十三　介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書
百五十四　居宅（介護予防）サービス計画・介護予防ケアマネジメント依頼の届出に関するお知らせ
百五十五　介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給事前申請書
百五十六　介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給事前申請書（受領委任払用）
百五十七　介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修承認（不承認）通知書
百五十八　介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給事前申請書
百五十九　介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給事前申請書（受領委任払用）
百六十　介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入承認（不承認）通知書
百六十一　介護保険指定（介護予防）福祉用具貸与理由書
百六十二　介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給申請書
百六十三　介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給申請書（受領委任払用）
百六十四　介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書
百六十五　介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払用）
百六十六　介護保険居宅介護（介護予防）サービス費等支給申請書（償還払用）
百六十七　介護保険居宅介護（介護予防）サービス費等支給申請書（受領委任払用）
百六十八　介護保険特定入所者介護（介護予防）サービス費等支給申請書
百六十九　介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給（不支給）決定通知書
百七十　介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給（不支給）決定通知書
百七十一　介護保険居宅介護（介護予防）サービス費等支給（不支給）決定通知書（償還払用）
百七十二　介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修受領委任払支給決定通知書
百七十三　介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払支給決定通知書
百七十四　介護保険居宅介護（介護予防）サービス費等受領委任払支給決定通知書（償還払用）受領委任払対象者明細
百七十五　介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給（不支給）のお知らせ（受領委任払）
百七十六　介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給（不支給）のお知らせ（受領委任払）
百七十七　介護保険居宅介護（介護予防）サービス費等支給（不支給）のお知らせ（受領委任払）
百七十八　介護保険特定入所者介護（介護予防）サービス費等支給決定通知書
百七十九　介護保険高額介護（予防）サービス費給付のお知らせ
百八十　介護保険高額介護（予防）サービス費支給申請書
百八十一　介護保険高額介護（予防）サービス費支給申請書（受領委任払用）
百八十二　介護保険高額介護（予防）サービス費支給（不支給）決定通知書
百八十三　介護保険高額介護（予防）サービス費支給（不支給）決定通知書（サービス提供年月別明細）
百八十四　介護保険高額介護（予防）サービス費支給（不支給）決定通知書（ハガキ様式）
百八十五　介護保険高額介護（予防）サービス費支給（不支給）決定通知書
百八十六　介護保険高額介護（予防）サービス費受領委任払支給決定通知書
百八十七　介護保険高額介護（予防）サービス費支給（不支給）のお知らせ（受領委任払）
百八十八　介護保険償還払給付費口座振込不能通知書
百八十九　介護保険償還払給付費口座再振込通知書
百九十　介護保険高額介護（予防）サービス費口座振込不能通知書
百九十一　介護保険高額介護（予防）サービス費口座再振込通知書
百九十二　介護保険高額医療合算介護（予防）サービス費口座振込不能通知書
百九十三　介護保険高額医療合算介護（予防）サービス費口座再振込通知書
百九十四　介護保険（保険給付）自己負担額証明書
百九十五　高額医療合算介護（予防）サービス費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書
百九十六　高額医療合算介護（予防）サービス費支給（不支給）決定通知書
百九十七　高額医療合算介護（予防）サービス費支給額計算結果連絡票
百九十八　介護給付費通知書
百九十九　介護給付費通知書（続き）
二百　介護給付費通知書（ハガキ様式）
二百一　介護給付費通知書（福祉用具貸与品目）
二百二　居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書（看護）小規模多機能型居宅介護）
二百三　介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書（介護予防小規模多機能型居宅介護）
二百四　介護保険高額介護（予防）サービス費支給（不支給）のお知らせ（受領委任払）（ハガキ様式）
二百五　高額医療合算介護（予防）サービス費の支給申請のお知らせ
二百六　基本チェックリスト
二百七　総合事業対象者決定通知書
二百八　介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書
二百九　介護予防・日常生活支援総合事業費支給申請書（償還払用）
二百十　介護予防・日常生活支援総合事業費支給（不支給）決定通知書（償還払用）
二百十一　高額介護予防サービス費相当事業費支給のお知らせ
二百十二　高額介護予防サービス費相当事業費支給申請書
二百十三　高額介護予防サービス費相当事業費支給（不支給）決定通知書
二百十四　高額介護予防サービス費相当事業費支給（不支給）決定通知書（サービス提供年月別明細）
二百十五　高額介護予防サービス費相当事業費支給（不支給）決定通知書（ハガキ様式）
二百十六　介護予防・日常生活支援総合事業費（償還払い）口座振込不能通知書
二百十七　介護予防・日常生活支援総合事業費（償還払い）口座再振込通知書
二百十八　高額介護予防サービス費相当事業費口座振込不能通知書
二百十九　高額介護予防サービス費相当事業費口座再振込通知書
二百二十　高額医療合算介護予防サービス費相当事業費口座振込不能通知書
二百二十一　高額医療合算介護予防サービス費相当事業費口座再振込通知書
二百二十二　介護保険（総合事業）自己負担額証明書
二百二十三　高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の支給申請のお知らせ
二百二十四　高額医療合算介護予防サービス費相当事業費支給（不支給）決定通知書
二百二十五　高額医療合算介護（予防）サービス費支給額計算結果連絡票（総合事業）

（介護保険システムに実装してはならない機能）

第六条　介護保険システムには、前二条の規定及びこれらの規定に基づき厚生労働大臣が実装してはならない機能として定めるもの並びに前二条の規定及びこれらの規定に基づき厚生労働大臣が定めるもの以外は、実装してはならないものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（機能要件の標準及び帳票要件の標準に係る経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に地方公共団体が利用する介護保険システムで、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以降機能要件の標準又は帳票要件の標準に適合することが困難なものとして厚生労働大臣が認める地方公共団体の介護保険システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置については、厚生労働大臣が定める。

２　この省令の施行の際現に介護保険システムを利用する地方公共団体で、施行日以降第六条の規定により実装してはならない機能を有する介護保険システムを利用するものとして厚生労働大臣が認めるものについては、同条の規定は、令和十一年四月一日から適用する。

（要件に適合することが困難なシステムに関する経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に地方公共団体が利用する介護保険システムで、機能要件の標準又は帳票要件の標準に適合することが困難なものとして厚生労働大臣が認めるものについては、この省令の規定は、施行日から起算して五年を超えない範囲内において厚生労働大臣が定める日から適用する。

○厚生労働省告示第三百三号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年厚生労働省令第百二十七号）第四条及び第五条の規定に基づき、介護保険システムに関して厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項を次のように定める。

令和八年八月七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

介護保険システムに関して厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項

（機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日）

第一条　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（次条において「省令」という。）第四条の規定に基づく機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日は、別表第一のとおりとする。

（帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項）

第二条　省令第五条の規定に基づく帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日は、別表第二のとおりとする。また、同条各号に掲げる書面については別表第三のとおり出力するものとする。

（別表第一から別表第三までは、省略し、その関係書類を厚生労働省老健局介護保険計画課に備え置いて縦覧に供するとともに、厚生労働省のホームページに掲載する。）

○厚生労働省告示第三百四号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年厚生労働省令第百二十七号）附則第二条の規定に基づき、同条第一項に規定する厚生労働大臣が認める地方公共団体の介護保険システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準及び同条第二項に規定する厚生労働大臣が認める地方公共団体を次のように定める。

令和八年八月七日　　　　厚生労働大臣　上野賢一郎

一　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（以下「省令」という。）附則第二条第一項に規定する厚生労働大臣が認める地方公共団体の介護保険システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準は、別表のとおりとする。

二　省令附則第二条第一項の規定により、別表の左欄に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる機能要件の標準又は帳票要件の標準に係る介護保険システムに関して厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項（令和八年厚生労働省告示第三百三号。以下「告示」という。）別表第一から別表第三までの適合基準日は、令和十一年四月一日とする。

三　省令附則第二条第二項に規定する厚生労働大臣が認める地方公共団体は、次のとおりとする。

北海道芦別市、北海道士別市、北海道名寄市、北海道根室市、北海道富良野市、北海道新篠津村、北海道今金町、北海道せたな町、北海道長沼町、北海道栗山町、北海道和寒町、北海道剣淵町、北海道下川町、北海道音威子府村、北海道中川町、北海道増毛町、北海道小平町、北海道苫前町、北海道羽幌町、北海道初山別村、北海道遠別町、北海道天塩町、北海道日高町、北海道平取町、北海道浦河町、北海道様似町、北海道浦幌町、青森県十和田市、岩手県大槌町、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大郷町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県美里町、秋田県大館市、秋田県潟上市、秋田県北秋田市、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県西川町、山形県大江町、山形県大石田町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県檜枝岐村、福島県南会津町、福島県三島町、福島県棚倉町、福島県塙町、福島県鮫川村、福島県浅川町、福島県三春町、茨城県日立市、茨城県土浦市、茨城県石岡市、茨城県龍ケ崎市、茨城県下妻市、茨城県常総市、茨城県笠間市、茨城県つくば市、茨城県鹿嶋市、茨城県潮来市、茨城県守谷市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県稲敷市、茨城県かすみがうら市、茨城県神栖市、茨城県行方市、茨城県鉾田市、茨城県茨城町、茨城県大洗町、茨城県東海村、茨城県大子町、茨城県美浦村、茨城県阿見町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、茨城県境町、栃木県宇都宮市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県桐生市、群馬県太田市、群馬県館林市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、群馬県板倉町、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県北本市、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県伊奈町、埼玉県三芳町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県鳩山町、埼玉県美里町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県船橋市、千葉県柏市、千葉県市原市、千葉県流山市、千葉県袖ケ浦市、千葉県印西市、千葉県匝瑳市、千葉県香取市、千葉県横芝光町、東京都品川区、東京都世田谷区、東京都豊島区、東京都荒川区、東京都武蔵野市、東京都青梅市、東京都清瀬市、東京都武蔵村山市、東京都大島町、神奈川県横須賀市、神奈川県南足柄市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、石川県金沢市、福井県福井市、福井県小浜市、福井県大野市、福井県勝山市、福井県鯖江市、福井県あわら市、福井県越前市、福井県坂井市、福井県永平寺町、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、福井県おおい町、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、長野県軽井沢町、静岡県浜松市、静岡県熱海市、静岡県伊東市、静岡県焼津市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県函南町、愛知県豊橋市、愛知県一宮市、愛知県豊川市、愛知県安城市、愛知県蒲郡市、愛知県新城市、愛知県田原市、愛知県設楽町、愛知県東栄町、愛知県豊根村、三重県いなべ市、大阪府泉佐野市、大阪府寝屋川市、大阪府大東市、大阪府泉南市、大阪府河南町、兵庫県相生市、兵庫県たつの市、奈良県奈良市、奈良県三宅町、奈良県黒滝村、奈良県上北山村、和歌山県海南市、和歌山県田辺市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県日野町、島根県松江市、島根県浜田市、島根県大田市、島根県安来市、島根県江津市、島根県雲南市、島根県奥出雲町、島根県飯南町、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、島根県吉賀町、島根県海士町、島根県西ノ島町、島根県知夫村、島根県隠岐の島町、岡山県倉敷市、岡山県津山市、岡山県玉野市、岡山県瀬戸内市、岡山県赤磐市、岡山県浅口市、岡山県和気町、岡山県早島町、岡山県西粟倉村、岡山県吉備中央町、広島県神石高原町、徳島県小松島市、徳島県吉野川市、徳島県上勝町、徳島県北島町、徳島県板野町、香川県観音寺市、香川県三豊市、香川県三木町、香川県綾川町、愛媛県四国中央市、高知県高知市、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町、宮崎県宮崎市

別表（第一号関係）

地方公共団体	機能要件の標準又は帳票要件の詳細
北海道芦別市、北海道士別市、北海道名寄市、北海道根室市、北海道富良野市、北海道新篠津村、北海道今金町、北海道せたな町、北海道長沼町、北海道栗山町、北海道和寒町、北海道剣淵町、北海道下川町、北海道音威子府村、北海道中川町、北海道増毛町、北海道小平町、北海道苫前町、北海道羽幌町、北海道初山別村、北海道遠別町、北海道天塩町、北海道日高町、北海道平取町、北海道浦河町、北海道様似町、青森県十和田市、宮城県大郷町、秋田県大館市、秋田県潟上市、秋田県北秋田市、茨城県龍ケ崎市、栃木県宇都宮市、	

群馬県桐生市、群馬県太田市、群馬県館林市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県板倉町、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県北本市、千葉県船橋市、千葉県市原市、東京都品川区、東京都世田谷区、東京都豊島区、東京都荒川区、東京都武蔵野市、東京都武蔵村山市、東京都大島町、神奈川県横須賀市、石川県金沢市、福井県福井市、福井県小浜市、福井県大野市、福井県勝山市、福井県鯖江市、福井県あわら市、福井県越前市、福井県坂井市、福井県永平寺町、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、福井県おおい町、長野県軽井沢町、静岡県浜松市、静岡県熱海市、静岡県伊東市、静岡県焼津市、静岡県函南町、愛知県豊橋市、愛知県一宮市、愛知県豊川市、愛知県安城市、愛知県蒲郡市、愛知県新城市、愛知県田原市、愛知県設楽町、愛知県東栄町、愛知県豊根村、三重県いなべ市、大阪府泉佐野市、大阪府寝屋川市、大阪府大東市、大阪府河南町、兵庫県相生市、兵庫県たつの市、奈良県奈良市、奈良県黒滝村、奈良県上北山村、和歌山県田辺市、島根県松江市、島根県浜田市、島根県大田市、島根県安来市、島根県江津市、島根県雲南市、島根県奥出雲町、島根県飯南町、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、島根県吉賀町、島根県海士町、島根県西ノ島町、島根県知夫村、島根県隠岐の島町、岡山県倉敷市、岡山県津山市、岡山県玉野市、岡山県瀬戸内市、岡山県赤磐市、岡山県浅口市、岡山県和気町、岡山県早島町、岡山県西粟倉村、岡山県吉備中央町、広島県神石高原町、徳島県小松島市、徳島県吉野川市、徳島県上勝町、徳島県北島町、徳島県板野町、香川県観音寺市、香川県三豊市、香川県三木町、香川県綾川町、愛媛県四国中央市、高知県高知市、宮崎県宮崎市	告示別表第一の0230003の項、0230029の項、0230030の項、0230033の項、0230076の項、0230094の項、0230110の項、0230176の項、0230400の項、0230409の項、0230420の項、0230433の項、0230444の項、0230448の項、0230460の項、0230494の項、0230917の項、0238002の項、0238020の項及び0238021の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
北海道浦幌町、岩手県大槌町、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県美里町、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県西川町、山形県大江町、山形県大石田町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県檜枝岐村、福島県南会津町、福島県三島町、福島県棚倉町、福島県塙町、福島県鮫川村、福島県浅川町、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県潮来市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県伊奈町、埼玉県三芳町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県鳩山町、埼玉県美里町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県袖ケ浦市、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、東京都青梅市、東京都清瀬市、神奈川県南足柄市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、大阪府泉南市、奈良県三宅町、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町	告示別表第一の0230030の項、0230057の項、0230085の項、0230096の項、0230122の項、0230176の項、0230279の項、0230280の項、0230295の項、0230301の項、0230533の項、0230602の項、0230840の項、0230872の項、0230949の項、0230957の項、0231107の項、0231108の項、0231134の項、0231221の項及び0231229の項の機能要件の欄に掲げる機能要件並びに告示別表第二の0230213の項、0230215の項及び0230238の項の帳票要件の欄に掲げる帳票要件
北海道稚内市、北海道千歳市、北海道歌志内市、北海道深川市、北海道石狩市、北海道奈井江町、北海道上砂川町、北海道浦臼町、北海道沼田町、北海道鷹栖町、北海道利尻町、北海道弟子屈町、青森県三沢市、青森県つがる市、青森県今別町、青森県鰺ヶ沢町、青森県深浦町、青森県鶴田町、青森県七戸町、青森県東北町、青森県五戸町、青森県階上町、岩手県盛岡市、岩手県宮古市、岩手県大船渡市、岩手県久慈市、岩手県遠野市、岩手県一関市、岩手県陸前高田市、岩手県釜石市、岩手県二戸市、岩手県八幡平市、岩手県滝沢市、岩手県雫石町、岩手県葛巻町、岩手県岩手町、岩手県紫波町、岩手県矢巾町、岩手県西和賀町、岩手県平泉町、岩手県住田町、岩手県山田町、岩手県岩泉町、岩手県普代村、岩手県軽米町、岩手県野田村、岩手県九戸村、岩手県洋野町、岩手県一戸町、宮城県石巻市、宮城県気仙沼市、宮城県蔵王町、秋田県横手市、秋田県男鹿市、秋田県大仙市、秋田県仙北市、秋田県美郷町、山形県山形市、山形県酒田市、山形県寒河江市、山形県村山市、山形県山辺町、山形県河北町、山形県金山町、山形県舟形町、山形県大蔵村、山形県鮭川村、山形県戸沢村、福島県白河市、福島県二本松市、福島県田村市、福島県本宮市、福島県国見町、福島県鏡石町、福島県天栄村、福島県只見町、福島県西会津町、福島県猪苗代町、福島県西郷村、福島県泉崎村、福島県中島村、福島県矢吹町、福島県矢祭町、福島県石川町、福島県玉川村、福島県平田村、福島県古殿町、福島県小野町、福島県楢葉町、福島県富岡町、茨城県牛久市、埼玉県所沢市、千葉県佐倉市、千葉県習志野市、千葉県鎌ケ谷市、東京都台東区、東京都中野区、東京都足立区、東京都葛飾区、東京都江戸川区、東京都八王子市、東京都小平市、東京都東久留米市、東京都利島村、東京都新島村、東京都神津島村、東京都三宅村、東京都八丈町、東京都青ヶ島村、東京都小笠原村、神奈川県小田原市、新潟県燕市、新潟県胎内市、新潟県湯沢町、岐阜県多治見市、岐阜県美濃加茂市、岐阜県坂伊勢町、静岡県下田市、静岡県森町、愛知県西尾市、愛知県尾張旭市、愛知県高浜市、愛知県武豊町、三重県伊勢市、三重県松阪市、三重県桑名市、三重県名張市、三重県鳥羽市、三重県志摩市、三重県伊賀市、三重県多気町、三重県明和町、三重県玉城町、三重県度会町、三重県大紀町、三重県南伊勢町、大阪府岸和田市、大阪府豊中市、大阪府吹田市、大阪府枚方市、大阪府河内長野市、大阪府箕面市、大阪府摂津市、大阪府岬町、兵庫県芦屋市、兵庫県加古川市、兵庫県三木市、兵庫県小野市、兵庫県宍粟市、兵庫県神河町、兵庫県佐用町、奈良県五條市、奈良県宇陀市、奈良県三郷町、奈良県王寺町、奈良県下市町、和歌山県九度山町、和歌山県北山村、島根県益田市、島根県津和野町、	告示別表第一の0230003の項、0230068の項、0230076の項、0230094の項、0230460の項、0230483の項、0230494の項、0230595の項、0230597の項、0230614の項、0230618の項、0230621の項及び0231138の項の機能要件の欄に掲げる機能要件

岡山県高梁市、岡山県新見市、岡山県備前市、広島県呉市、広島県竹原市、広島県尾道市、広島県福山市、広島県府中市、広島県庄原市、広島県海田町、広島県大崎上島町、山口県下関市、山口県下松市、山口県岩国市、山口県光市、山口県柳井市、山口県周南市、山口県阿武町、徳島県徳島市、徳島県阿南市、徳島県阿波市、徳島県佐那河内村、徳島県那賀町、香川県直島町、愛媛県松山市、愛媛県今治市、愛媛県八幡浜市、愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、愛媛県大洲市、愛媛県東温市、愛媛県上島町、愛媛県久万高原町、愛媛県砥部町、愛媛県内子町、高知県宿毛市、高知県四万十市、高知県奈半利町、高知県田野町、高知県安田町、高知県北川村、高知県馬路村、高知県越知町、高知県日高村、高知県大月町、福岡県大牟田市、福岡県久留米市、福岡県大野城市、福岡県太宰府市、福岡県朝倉市、福岡県みやま市、熊本県南阿蘇村、大分県別府市	
京都府京丹後市、京都府南丹市、京都府井手町、京都府笠置町、京都府和束町、京都府京丹波町、京都府伊根町、京都府与謝野町、長崎県壱岐市、長崎県五島市、熊本県小国町、熊本県嘉島町、鹿児島県阿久根市、鹿児島県西之表市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県さつま町、鹿児島県湧水町、鹿児島県大崎町、鹿児島県東串良町、鹿児島県錦江町、鹿児島県南大隅町、鹿児島県中種子町、鹿児島県南種子町、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村、鹿児島県宇検村、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県龍郷町、鹿児島県喜界町、鹿児島県徳之島町、鹿児島県天城町、鹿児島県伊仙町、鹿児島県和泊町、鹿児島県知名町、鹿児島県与論町	告示別表第一の0230026の項、0230033の項、0230076の項、0230115の項、0230837の項、0230840の項、0230855の項、0230857の項、0230872の項、0230877の項、0230878の項、0230888の項、0230894の項、0230908の項、0230912の項、0230915の項、0230943の項、0230968の項、0230972の項、0230976の項、0231008の項、0231031の項、0231034の項、0231036の項、0231038の項、0231040の項及び0231132の項の機能要件の欄に掲げる機能要件並びに告示別表第二の0230225の項の帳票要件の欄に掲げる帳票要件
北海道小樽市、北海道北見市、北海道網走市、北海道美唄市、北海道紋別市、北海道北斗市、北海道当別町、北海道福島町、北海道森町、北海道八雲町、北海道長万部町、北海道上ノ国町、北海道厚沢部町、北海道乙部町、北海道余市町、北海道由仁町、北海道幌加内町、北海道枝幸町、北海道美幌町、北海道湧別町、北海道滝上町、北海道雄武町、北海道白老町、北海道音更町、北海道士幌町、北海道足寄町、北海道釧路町、青森県弘前市、青森県平川市、青森県蓬田村、青森県外ヶ浜町、青森県西目屋村、青森県藤崎町、青森県大鰐町、青森県田舎館村、青森県板柳町、青森県野辺地町、青森県三戸町、青森県田子町、岩手県花巻市、宮城県白石市、宮城県名取市、宮城県角田市、宮城県多賀城市、宮城県富谷市、宮城県柴田町、宮城県丸森町、宮城県大和町、宮城県涌谷町、宮城県女川町、宮城県南三陸町、秋田県能代市、秋田県鹿角市、秋田県小坂町、秋田県上小阿仁村、秋田県藤里町、秋田県三種町、秋田県八峰町、秋田県五城目町、秋田県八郎潟町、秋田県井川町、秋田県大潟村、秋田県羽後町、秋田県東成瀬村、山形県上山市、山形県長井市、山形県南陽市、山形県朝日町、山形県最上町、山形県高畠町、山形県川西町、山形県白鷹町、山形県三川町、山形県庄内町、山形県遊佐町、福島県相馬市、福島県桑折町、福島県川俣町、福島県広野町、福島県飯舘村、埼玉県行田市、埼玉県飯能市、埼玉県蓮田市、埼玉県白岡市、千葉県我孫子市、神奈川県三浦市、神奈川県寒川町、新潟県新発田市、新潟県村上市、石川県七尾市、石川県輪島市、石川県珠洲市、石川県羽咋市、石川県白山市、石川県能美市、石川県野々市市、石川県川北町、石川県内灘町、石川県志賀町、石川県宝達志水町、石川県中能登町、石川県穴水町、石川県能登町、山梨県富士吉田市、山梨県都留市、山梨県山梨市、山梨県大月市、山梨県韮崎市、山梨県南アルプス市、山梨県笛吹市、山梨県上野原市、山梨県甲州市、山梨県市川三郷町、山梨県早川町、山梨県身延町、山梨県南部町、山梨県富士川町、山梨県西桂町、山梨県山中湖村、山梨県鳴沢村、山梨県富士河口湖町、岐阜県垂井町、静岡県磐田市、静岡県掛川市、静岡県藤枝市、静岡県菊川市、愛知県碧南市、愛知県犬山市、愛知県江南市、愛知県清須市、愛知県北名古屋市、愛知県長久手市、愛知県豊山町、愛知県扶桑町、滋賀県彦根市、滋賀県長浜市、滋賀県高島市、滋賀県東近江市、京都府福知山市、京都府舞鶴市、京都府綾部市、京都府宮津市、京都府亀岡市、京都府城陽市、京都府八幡市、京都府京田辺市、京都府木津川市、京都府久御山町、京都府宇治田原町、京都府精華町、京都府南山城村、大阪府泉大津市、大阪府貝塚市、大阪府門真市、大阪府交野市、大阪府大阪狭山市、大阪府阪南市、大阪府太子町、兵庫県川西市、兵庫県猪名川町、兵庫県太子町、奈良県大和高田市、奈良県香芝市、奈良県葛城市、奈良県安堵町、奈良県川西町、奈良県田原本町、奈良県曽爾村、奈良県上牧町、奈良県広陵町、奈良県河合町、奈良県野迫川村、奈良県十津川村、奈良県下北山村、奈良県川上村、奈良県東吉野村、和歌山県有田市、和歌山県有田川町、和歌山県上富田町、岡山県総社市、岡山県矢掛町、広島県大竹市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県熊野町、広島県安芸太田町、広島県北広島町、山口県宇部市、山口県防府市、山口県長門市、山口県美祢市、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県和木町、徳島県鳴門市、徳島県牟岐町、徳島県美波町、徳島県海陽町、徳島県藍住町、徳島県上板町、徳島県つるぎ町、香川県東かがわ市、愛媛県松野町、愛媛県愛南町、高知県土佐市、高知県須崎市、高知県土佐清水市、高知県東洋町、高知県芸西村、高知県本山町、高知県大豊町、高知県土佐町、高知県大川村、高知県いの町、高知県仁淀川町、高知県中土佐町、高知県檮原町、高知県津野町、高知県四万十町、高知県三原村、高知県黒潮町、福岡県糸島市、長崎県対馬市、長崎県長与町、長崎県時津町、熊本県錦町、大分県玖珠町、宮崎県小林市、宮崎県えびの市、宮崎県高原町、宮崎県高鍋町、宮崎県木城町、宮崎県川南町、宮崎県都農町、鹿児島県出水市、鹿児島県垂水市、鹿児島県いちき串木野市、沖縄県糸満市、沖縄県宮古島市、沖縄県竹富町、沖縄県与那国町	告示別表第一の0230026の項、0230033の項、0230076の項、0230115の項、0230837の項、0230840の項、0230855の項、0230857の項、0230872の項、0230877の項、0230878の項、0230888の項、0230894の項、0230908の項、0230912の項、0230915の項、0230943の項、0230968の項、0230972の項、0230976の項、0231008の項、0231031の項、0231034の項、0231036の項、0231038の項、0231040の項及び0231132の項の機能要件の欄に掲げる機能要件並びに告示別表第二の0230225の項の帳票要件の欄に掲げる帳票要件
福島県福島市、神奈川県藤沢市、神奈川県厚木市	告示別表第一の0230095の項、0230176の項、0230286の項、0230361の項、0230597の項、0230607の項、0230837の項、0230839の項、0230872の項、0230888の項及び0230894の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
北海道芦別市、北海道士別市、北海道富良野市、北海道新篠津村、北海道今金町、北海道せたな町、北海道長沼町、北海道栗山町、北海道増毛町、北海道小平町、北海道苫前町、北海道羽幌町、北海道初山別村、北海道遠別町、北海道天塩町、北海道日高町、北海道平取町、北海道浦河町、北海道様似町、宮城県多賀城市、	

宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大郷町、秋田県潟上市、栃木県宇都宮市、群馬県桐生市、群馬県太田市、群馬県館林市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県大泉町、埼玉県北本市、千葉県市原市、千葉県横芝光町、東京都品川区、東京都豊島区、東京都大島町、神奈川県横須賀市、神奈川県南足柄市、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県開成町、福井県福井市、福井県小浜市、福井県大野市、福井県勝山市、福井県鯖江市、福井県あわら市、福井県越前市、福井県坂井市、福井県永平寺町、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、福井県おおい町、福井県若狭町、長野県伊那市、長野県駒ヶ根市、長野県辰野町、長野県箕輪町、長野県飯島町、長野県南箕輪村、長野県中川村、長野県宮田村、愛知県一宮市、三重県いなべ市、大阪府寝屋川市、大阪府大東市、兵庫県丹波市、兵庫県朝来市、和歌山県田辺市、島根県松江市、島根県浜田市、島根県江津市、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、島根県吉賀町、徳島県小松島市、徳島県吉野川市、徳島県北島町、香川県観音寺市、香川県三豊市、愛媛県四国中央市、宮崎県宮崎市	告示別表第一の0230076の項、0230176の項及び0238002の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
宮城県白石市、宮城県名取市、宮城県角田市、宮城県富谷市、宮城県柴田町、宮城県丸森町、宮城県大和町、宮城県涌谷町、山形県上山市、山形県長井市、山形県南陽市、山形県最上町、山形県高畠町、山形県白鷹町、山形県庄内町、福島県福島市、埼玉県白岡市、神奈川県寒川町、愛知県北名古屋市、大阪府泉大津市	告示別表第一の0230087の項及び0231431の項の機能要件の欄に掲げる機能要件並びに告示別表第二の0230242の項及び0230244の項の帳票要件の欄に掲げる帳票要件
北海道千歳市、北海道石狩市、宮城県気仙沼市、秋田県横手市、山形県山形市、山形県酒田市、埼玉県所沢市、千葉県佐倉市、東京都台東区、東京都中野区、東京都足立区、東京都葛飾区、東京都江戸川区、東京都八王子市、東京都小平市、東京都東久留米市、神奈川県小田原市、新潟県燕市、岐阜県多治見市、三重県伊勢市、三重県松阪市、三重県名張市、三重県鳥羽市、三重県志摩市、三重県伊賀市、三重県玉城町、大阪府岸和田市、大阪府豊中市、大阪府吹田市、大阪府河内長野市、大阪府箕面市、兵庫県加古川市、兵庫県三木市、兵庫県宍粟市、岡山県新見市、岡山県備前市、広島県福山市、広島県府中市、広島県大崎上島町、山口県下関市、山口県下松市、山口県岩国市、山口県光市、山口県柳井市、山口県周南市、山口県阿武町、愛媛県今治市、愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、愛媛県東温市、福岡県大牟田市、福岡県久留米市、福岡県大野城市、福岡県太宰府市、福岡県みやま市	告示別表第一の0230200の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
北海道浦幌町、岩手県大槌町、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県美里町、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県西川町、山形県大江町、山形県大石田町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県檜枝岐村、福島県南会津町、福島県三島町、福島県棚倉町、福島県塙町、福島県鮫川村、福島県浅川町、福島県三春町、福島県下妻市、茨城県笠間市、茨城県潮来市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県伊奈町、埼玉県三芳町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県鳩山町、埼玉県美里町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県袖ケ浦市、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、東京都青梅市、東京都清瀬市、神奈川県南足柄市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、大阪府泉南市、奈良県三宅町、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町	告示別表第三の介護保険給付の支払一時差止予告通知書、介護保険滞納保険料控除予告通知書及び介護保険給付額減額予告通知書に関する帳票要件
北海道稚内市、北海道千歳市、北海道歌志内市、北海道深川市、北海道石狩市、北海道奈井江町、北海道上砂川町、北海道浦臼町、北海道沼田町、北海道鷹栖町、北海道利尻町、北海道弟子屈町、青森県三沢市、青森県つがる市、青森県今別町、青森県鰺ヶ沢町、青森県深浦町、青森県鶴田町、青森県七戸町、青森県東北町、青森県五戸町、青森県階上町、岩手県盛岡市、岩手県宮古市、岩手県大船渡市、岩手県久慈市、岩手県遠野市、岩手県一関市、岩手県陸前高田市、岩手県釜石市、岩手県二戸市、岩手県八幡平市、岩手県滝沢市、岩手県雫石町、岩手県葛巻町、岩手県岩手町、岩手県紫波町、岩手県矢巾町、岩手県西和賀町、岩手県平泉町、岩手県住田町、岩手県山田町、岩手県岩泉町、岩手県普代村、岩手県軽米町、岩手県野田村、岩手県九戸村、岩手県洋野町、岩手県一戸町、宮城県石巻市、宮城県気仙沼市、宮城県蔵王町、秋田県横手市、秋田県男鹿市、秋田県大仙市、秋田県仙北市、秋田県美郷町、山形県山形市、山形県酒田市、山形県寒河江市、山形県村山市、山形県山辺町、山形県河北町、山形県金山町、山形県舟形町、山形県大蔵村、山形県鮭川村、山形県戸沢村、福島県白河市、福島県二本松市、福島県田村市、福島県本宮市、福島県国見町、福島県鏡石町、福島県天栄村、福島県只見町、福島県西会津町、福島県猪苗代町、福島県西郷村、福島県泉崎村、福島県中島村、福島県矢吹町、福島県矢祭町、福島県石川町、福島県玉川村、福島県平田村、福島県古殿町、福島県小野町、福島県楢葉町、福島県富岡町、茨城県牛久市、埼玉県所沢市、千葉県佐倉市、千葉県習志野市、千葉県鎌ケ谷市、東京都台東区、東京都中野区、東京都足立区、東京都葛飾区、東京都江戸川区、東京都八	

王子市、東京都小平市、東京都東久留米市、東京都利島村、東京都新島村、東京都神津島村、東京都三宅村、東京都八丈町、東京都青ヶ島村、東京都小笠原村、神奈川県小田原市、新潟県燕市、新潟県胎内市、新潟県湯沢町、岐阜県多治見市、岐阜県美濃加茂市、岐阜県坂祝町、静岡県下田市、静岡県森町、愛知県西尾市、愛知県尾張旭市、愛知県高浜市、愛知県武豊町、三重県伊勢市、三重県桑名市、三重県名張市、三重県鳥羽市、三重県志摩市、三重県伊賀市、三重県多気町、三重県明和町、三重県玉城町、三重県度会町、三重県南伊勢町、大阪府岸和田市、大阪府摂津市、大阪府豊中市、大阪府吹田市、大阪府枚方市、大阪府河内長野市、大阪府箕面市、大阪府岬町、兵庫県芦屋市、兵庫県加古川市、兵庫県三木市、兵庫県小野市、兵庫県宍粟市、兵庫県神河町、兵庫県佐用町、奈良県五條市、奈良県宇陀市、奈良県郡山市、奈良県王寺町、奈良県下市町、和歌山県九度山町、和歌山県北山村、島根県益田市、島根県津和野町、岡山県高梁市、岡山県新見市、岡山県備前市、広島県呉市、広島県竹原市、広島県尾道市、広島県福山市、広島県府中市、広島県庄原市、広島県廿日市町、山口県下関市、山口県下松市、山口県岩国市、山口県光市、山口県柳井市、山口県周南市、山口県阿武町、徳島県徳島市、徳島県阿南市、徳島県波市、徳島県佐那河内村、徳島県那賀町、香川県直島町、愛媛県松山市、愛媛県今治市、愛媛県八幡浜市、愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、愛媛県大洲市、愛媛県上島町、愛媛県久万高原町、愛媛県砥部町、愛媛県内子町、高知県宿毛市、高知県四万十市、高知県奈半利町、高知県田野町、高知県安田町、高知県北川村、高知県馬路村、高知県越知町、高知県日高村、高知県大月町、福岡県久留米市、福岡県大野城市、福岡県太宰府市、福岡県朝倉市、福岡県みやま市、熊本県南阿蘇村、大分県別府市

告示別表第三の介護保険給付の支払一時差止予告通知書、介護保険滞納保険料控除予告通知書及び介護保険給付額減額予告通知書に関する帳票要件

○厚生労働省告示第三百五号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年厚生労働省令第百二十七号）附則第三条の規定に基づき、同条の規定により厚生労働大臣が認める地方公共団体が利用する介護保険システム及び厚生労働大臣が定める日を次のように定める。

令和八年八月七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第三条の厚生労働大臣が認める地方公共団体が利用する介護保険システムは、別表の左欄に掲げる地方公共団体の利用する介護保険システムとし、同欄に掲げる地方公共団体に係る厚生労働大臣が定める同省令を適用する日（以下「適用日」という。）は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

別表

地方公共団体	適用日
北海道留萌市、北海道滝川市、北海道恵庭市、北海道北広島市、北海道七飯町、北海道鹿部町、北海道江差町、北海道奥尻町、北海道月形町、北海道妹背牛町、北海道秩父別町、北海道北竜町、北海道南富良野町、北海道占冠村、北海道礼文町、北海道斜里町、北海道小清水町、北海道訓子府町、北海道厚真町、北海道大樹町、北海道本別町、青森県青森市、青森県八戸市、秋田県秋田市、秋田県由利本荘市、福島県須賀川市、福島県南相馬市、福島県六ヶ所村、青森県南部町、新潟県宮城県塩竈市、秋田県湯沢市、秋田県五所川原市、青森県中泊町、青森県横浜町、埼玉県川口市、埼玉県加須市、埼玉県蕨市、埼玉県久喜市、埼玉県富士見市、千葉県千葉市、千葉県木更津市、千葉県東金市、千葉県勝浦市、千葉県君津市、千葉県山武市、千葉県大網白里市、千葉県九十九里町、千葉県芝山町、千葉県御宿町、東京都新宿区、東京都文京区、東京都江東区、東京都大田区、東京都北区、東京都板橋区、東京都練馬区、東京都昭島市、東京都町田市、東京都国立市、神奈川県平塚市、神奈川県綾瀬市、新潟県新潟市、新潟県小千谷市、新潟県糸魚川市、新潟県妙高市、新潟県五泉市、新潟県阿賀野市、新潟県出雲崎町、新潟県関川村、富山県高岡市、富山県魚津市、富山県氷見市、富山県滑川市、富山県黒部市、富山県砺波市、富山県射水市、富山県舟橋村、富山県立山町、富山県入善町、富山県朝日町、福井県敦賀市、福井県高浜町、山梨県忍野村、長野県須坂市、長野県塩尻市、長野県安曇野市、長野県佐久穂町、長野県長和町、長野県平谷村、長野県根羽村、長野県下條村、長野県豊丘村、長野県大鹿村、長野県朝日村、長野県筑北村、長野県坂城町、長野県小布施町、長野県高山村、長野県木島平村、長野県信濃町、岐阜県岐阜市、岐阜県高山市、岐阜県関市、岐阜県中津川市、岐阜県美濃市、岐阜県瑞浪市、岐阜県羽島市、岐阜県各務原市、岐阜県可児市、岐阜県瑞穂市、岐阜県飛騨市、岐阜県本巣市、岐阜県北方町、岐阜県下呂市、岐阜県神戸町、岐阜県安八町、岐阜県揖斐川町、岐阜県大野町、岐阜県池田町、岐阜県富加町、岐阜県川辺町、岐阜県七宗町、岐阜県八百津町、岐阜県白川町、岐阜県東白川村、静岡県御殿場市、静岡県御前崎市、静岡県牧之原市、愛知県岡崎市、愛知県半田市、愛知県常滑市、愛知県小牧市、愛知県稲沢市、愛知県知立市、愛知県みよし市、三重県川越町、愛知県大治町、三重県紀北町、三重県四日市市、三重県鈴鹿市、三重県尾鷲市、三重県熊野市、三重県東員町、愛知県菰野町、三重県朝日町、三重県御浜町、滋賀県大津市、滋賀県近江八幡市、滋賀県守山市、滋賀県栗東市、滋賀県野洲市、滋賀県湖南市、滋賀県米原市、滋賀県多賀町、京都府宇治市、大阪府茨木市、大阪府八尾市、大阪府松原市、大阪府和泉市、大阪府柏原市、大阪府藤井寺市、大阪府東大阪市、大阪府四條畷市、大阪府豊能町、大阪府能勢町、大阪府忠岡町、大阪府熊取町、大阪府千早赤阪村、兵庫県姫路市、兵庫県尼崎市、兵庫県西宮市、兵庫県加西市、兵庫県丹波篠山市、兵庫県上郡町、奈良県大和郡山市、奈良県天川村、和歌山県橋本市、和歌山県御坊市、和歌山県美浜町、和歌山県由良町、和歌山県みなべ町、和歌山県日高川町、和歌山県白浜町、和歌山県串本市、鳥取県境港市、鳥取県日南町、鳥取県江府町、島根県出雲市、岡山県岡山市、岡山県井原市、岡山県真庭市、岡山県美作市、岡山県新庄村、岡山県奈義町、岡山県久米南町、岡山県美咲町、広島県広島市、広島県安芸高田市、広島県世羅町、山口県山口市、山口県上関町、山口県平生町、徳島県美馬市、徳島県勝浦町、香川県高松市、香川県丸亀市、香川県善通寺市、香川県さぬき市、香川県琴平町、香川県多度津町、愛媛県宇和島市、愛媛県伊予市、愛媛県西予市、愛媛県松前町、愛媛県鬼北町、高知県室戸市、高知県安芸市、高知県南国市、高知県香南市、高知県佐川町、福岡県古賀市、福岡県福津市、福岡県筑後市、福岡県大川市、福岡県行橋市、福岡県小郡市、福岡県筑紫野市、福岡県春日市、福岡県宗像市、福岡県うきは市、福岡県宮若市、福岡県那珂川市、福岡県篠栗町、福岡県志免町、福岡県須恵町、福岡県新宮町、福岡県久山町、福岡県粕屋町、福岡	令和９年４月１日

県水巻町、福岡県岡垣町、福岡県遠賀町、福岡県小竹町、福岡県鞍手町、福岡県桂川町、福岡県筑前町、福岡県東峰村、福岡県大刀洗町、福岡県大木町、福岡県広川町、福岡県香春町、福岡県添田町、福岡県糸田町、福岡県川崎町、福岡県大任町、福岡県赤村、福岡県福智町、福岡県苅田町、福岡県みやこ町、福岡県吉富町、福岡県上毛町、福岡県築上町、佐賀県佐賀市、佐賀県鳥栖市、佐賀県多久市、佐賀県伊万里市、佐賀県武雄市、佐賀県小城市、佐賀県嬉野市、佐賀県神埼市、佐賀県吉野ヶ里町、佐賀県基山町、佐賀県上峰町、佐賀県玄海町、佐賀県大町町、佐賀県江北町、佐賀県白石町、佐賀県太良町、長崎県長崎市、長崎県佐世保市、長崎県大村市、長崎県佐々町、長崎県新上五島町、熊本県人吉市、熊本県荒尾市、熊本県水俣市、熊本県玉名市、熊本県上天草市、熊本県天草市、熊本県長洲町、熊本県和水町、熊本県大津町、熊本県菊陽町、熊本県南小国町、熊本県益城町、熊本県甲佐町、熊本県山都町、熊本県氷川町、熊本県芦北町、熊本県津奈木町、熊本県水上村、熊本県苓北町、大分県大分市、大分県中津市、大分県日田市、大分県佐伯市、大分県臼杵市、大分県津久見市、大分県竹田市、大分県豊後高田市、大分県杵築市、大分県宇佐市、大分県豊後大野市、大分県由布市、大分県国東市、大分県姫島村、大分県日出町、大分県九重町、宮崎県都城市、宮崎県延岡市、宮崎県日南市、宮崎県日向市、宮崎県三股町、宮崎県国富町、宮崎県門川町、宮崎県美郷町、宮崎県高千穂町、宮崎県日之影町、鹿児島県鹿児島市、鹿児島県鹿屋市、鹿児島県枕崎市、鹿児島県薩摩川内市、鹿児島県日置市、鹿児島県霧島市、鹿児島県伊佐市、鹿児島県姶良市、沖縄県那覇市、沖縄県宜野湾市、沖縄県石垣市、沖縄県浦添市、沖縄県名護市、沖縄県沖縄市、沖縄県うるま市	
北海道札幌市、北海道室蘭市、北海道釧路市、北海道帯広市、北海道苫小牧市、北海道江別市、北海道登別市、北海道伊達市、北海道壮瞥町、北海道洞爺湖町、青森県むつ市、青森県大間町、青森県東通村、青森県風間浦村、青森県佐井村、宮城県仙台市、宮城県大河原町、宮城県山元町、山形県米沢市、山形県東根市、福島県いわき市、福島県伊達市、福島県会津美里町、福島県川内村、福島県双葉町、福島県浪江町、埼玉県羽生市、埼玉県上尾市、埼玉県草加市、埼玉県越谷市、埼玉県八潮市、埼玉県幸手市、埼玉県吉川市、千葉県市川市、千葉県松戸市、千葉県茂原市、千葉県成田市、千葉県八千代市、千葉県一宮町、千葉県睦沢町、千葉県長生村、千葉県白子町、千葉県長柄町、千葉県長南町、東京都目黒区、東京都渋谷区、東京都杉並区、東京都調布市、東京都狛江市、東京都多摩市、神奈川県川崎市、神奈川県鎌倉市、神奈川県大和市、新潟県長岡市、新潟県三条市、新潟県柏崎市、新潟県見附市、新潟県上越市、新潟県魚沼市、新潟県粟島浦村、富山県富山市、富山県小矢部市、石川県加賀市、石川県かほく市、石川県津幡町、山梨県甲斐市、山梨県中央市、山梨県昭和町、長野県長野市、静岡県湖西市、静岡県吉田町、愛知県瀬戸市、愛知県豊明市、三重県津市、滋賀県日野町、滋賀県竜王町、滋賀県愛荘町、滋賀県豊郷町、京都府向日市、京都府長岡京市、京都府大山崎町、大阪府守口市、大阪府羽曳野市、大阪府高石市、兵庫県洲本市、兵庫県伊丹市、兵庫県宝塚市、兵庫県高砂市、兵庫県市川町、兵庫県新温泉町、奈良県天理市、奈良県橿原市、奈良県御所市、奈良県山添村、和歌山県紀の川市、和歌山県岩出市、和歌山県かつらぎ町、和歌山県湯浅町、和歌山県すさみ町、和歌山県那智勝浦町、和歌山県太地町、鳥取県八頭町、鳥取県北栄町、広島県広島市、広島県三次市、徳島県三好市、徳島県石井町、徳島県神山町、徳島県東みよし町、香川県坂出市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県宇多津町、福岡県中間市、福岡県嘉麻市、佐賀県唐津市、佐賀県みやき町、長崎県西海市、長崎県東彼杵町、長崎県川棚町、長崎県波佐見町、長崎県小値賀町、熊本県山鹿市、熊本県菊池市、熊本県宇土市、熊本県宇城市、熊本県阿蘇市、熊本県合志市、熊本県美里町、熊本県南関町、熊本県産山村、熊本県高森町、熊本県西原村、熊本県御船町、熊本県多良木町、熊本県五木村、熊本県山江村、熊本県あさぎり町、宮崎県五ヶ瀬町	令和10年４月１日
福島県会津若松市、福島県郡山市、栃木県足利市、埼玉県さいたま市、埼玉県秩父市、埼玉県入間市、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、東京都中央区、神奈川県伊勢原市、静岡県沼津市、静岡県富士宮市、静岡県富士市、静岡県清水町、和歌山県和歌山市、鳥取県鳥取市、鳥取県岩美町、鳥取県若桜町、鳥取県智頭町、福岡県北九州市、福岡県福岡市	令和11年４月１日
北海道夕張市、岩手県奥州市、岩手県金ケ崎町、宮城県岩沼市、宮城県東松島市、宮城県加美町、栃木県小山市、埼玉県東松山市、埼玉県狭山市、埼玉県戸田市、埼玉県新座市、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県ときがわ町、埼玉県東秩父村、神奈川県海老名市、神奈川県座間市、静岡県静岡市、愛知県名古屋市、愛知県刈谷市、愛知県豊田市、京都府京都市、大阪府富田林市、兵庫県神戸市、兵庫県豊岡市、兵庫県淡路市、鳥取県倉吉市、広島県東広島市、広島県府中町、佐賀県鹿島市	令和12年４月１日
北海道岩見沢市、宮城県村田町、埼玉県本庄市、埼玉県小川町、神奈川県横浜市、神奈川県茅ヶ崎市、神奈川県秦野市、石川県小松市、静岡県裾野市、静岡県長泉町、大阪府大阪市、大阪府池田市、兵庫県三田市、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県琴浦町	令和13年４月１日